

令和6年9月2日開会

✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱

令和 6 年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱



## 目 次

|           |                                     |                                |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 議案第 4 4 号 | 令和 5 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について          | － 決 算 書 1 ペ ー ジ －              |
| 議案第 4 5 号 | 令和 5 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について | － 決 算 書 268 ペ ー ジ －            |
| 議案第 4 6 号 | 令和 5 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について    | － 決 算 書 279 ペ ー ジ －            |
| 議案第 4 7 号 | 令和 5 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   | － 決 算 書 300 ペ ー ジ －            |
| 議案第 4 8 号 | 令和 5 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について      | － 決 算 書 309 ペ ー ジ －            |
| 議案第 4 9 号 | 令和 5 年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  | － 決 算 書 330 ペ ー ジ －            |
| 議案第 5 0 号 | 令和 5 年度杵築市水道事業会計決算認定について            | － 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ －  |
| 議案第 5 1 号 | 令和 5 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について         | － 公 営 企 業 会 計 決 算 書 35 ペ ー ジ － |
| 議案第 5 2 号 | 令和 5 年度杵築市下水道事業会計決算認定について           | － 公 営 企 業 会 計 決 算 書 55 ペ ー ジ － |

議案第 5 3 号 令和 5 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について  
－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 85 ペ ー ジ －

議案第 5 4 号 令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 4 号）  
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －

議案第 5 5 号 令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）  
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －

議案第 5 6 号 令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正  
予算（第 2 号）  
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －

議案第 5 7 号 令和 6 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（  
第 1 号）  
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －

議案第 5 8 号 令和 6 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）  
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －

議案第 5 9 号 令和 6 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1  
号）  
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －

議案第 6 0 号 令和 6 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 1 号  
）  
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －

議案第 6 1 号 令和 6 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第  
1 号）  
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ －

議案第 6 2 号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用  
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正  
について  
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －

議案第 6 3 号 杵築市税条例の一部改正について  
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －

議案第 6 4 号 杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に  
関する条例及び杵築市国民健康保険条例の一部改正  
について  
－ 議 案 書 11 ペ ー ジ －

議案第 6 5 号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する  
協議について  
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －

議案第 6 6 号 和解及び損害賠償の額の決定について  
－ 議 案 書 16 ペ ー ジ －

議案第 6 7 号 字の区域の変更について  
－ 議 案 書 18 ペ ー ジ －

議案第 6 8 号 市道の路線認定について  
－ 議 案 書 21 ペ ー ジ －

報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
健全化判断比率の算定について  
－ 議 案 書 24 ペ ー ジ －

報告第 19 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
資金不足比率の算定について - 議案書 25 ページ -

報告第 20 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況  
について - 議案書 27 ページ -

報告第 21 号 株式会社きっとすきの経営状況について  
- 議案書 29 ページ -

報告第 22 号 放棄した債権の報告について - 議案書 31 ページ -

報告第 23 号 専決処分の報告について - 議案書 33 ページ -

報告第 24 号 専決処分の報告について - 議案書 36 ページ -

## 議案第 6 2 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利  
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正  
について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提  
供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用  
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改  
正する条例

第 1 条 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年杵築市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第 2 条 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の 3 項の次に次のように加える。

|          |                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 3 の 4 市長 | 杵築市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年杵築市条例第 97 号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
|----------|----------------------------------------------------------------------|

別表第 2 の 3 の 3 項の次に次のように加える。

|          |                                                  |                                                      |
|----------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 3 の 4 市長 | 杵築市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
|----------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|

#### 附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

## 議案第 6 3 号

### 杵築市税条例の一部改正について

杵築市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

杵築市長      永   松      悟

記

## 杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成１７年杵築市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第３号中「第７８条第３項」を「第７８条第２項第４号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「大分県知事又は大分県教育委員会の所管に属する」を「行政庁が大分県知事である」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同項第６号中「又は金銭」を削る。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則中第３条の４を削り、第３条の５を第３条の４とする。

附則第５条の５第１項及び第５条の８中「附則第３条の５第２項」を「附則第３条の４第２項」に改める。

附則第１７条の５第３項第４号並びに附則第１７条の６第２項第４号及び第５項第４号中「附則第３条の５」を「附則第３条の４」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第１条 この条例は、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。ただし、第５６条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条本文

に掲げる規定による改正後の杵築市税条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

## 議案第 6 4 号

杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に  
関する条例及び杵築市国民健康保険条例の一部改正  
について

杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例  
及び杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように  
定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

杵築市長      永   松      悟

記

杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に  
関する条例及び杵築市国民健康保険条例の一部を改  
正する条例

(杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条  
例の一部改正)

第 1 条 杵築市高齢者はり、きゅう、あんま施術料の助成に関す  
る条例（平成 1 7 年杵築市条例第 1 0 0 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 5 条中「健康保険証又は身体障害者手帳を添えて」を「市  
長に申請し」に改める。

(杵築市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 杵築市国民健康保険条例（平成 1 7 年杵築市条例第 1 2  
8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項  
若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同  
条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求め  
られてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の杵築市国民健康保険条例（以下  
「改正後の条例」という。）第 9 条の規定の施行の日前にした  
行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴  
う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令

第 2 6 0 号) 第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正後の条例第 9 条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する  
協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年２月１日指令地行第２２０２号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

## 議案第 66 号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

市は、市道の管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

## 1 和解及び損害賠償の相手方

氏 名 ■■■■■■

## 2 事故の概要

令和6年7月22日午前11時30分頃、杵築市山香町大字広瀬の市道屋根方小重見線で、相手方の車両が市道を走行中、カーブを曲がったところ、突然倒れてきた木をよけきれず、天井部分が接触し、車両が損傷した。

### 3 和解内容及び損害賠償の額

(1) 市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、1, 858, 571円を支払う。

(2) 本件事故に関し、本和解内容のほか、市と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認する。

## 議案第 6 7 号

### 字の区域の変更について

本市の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

杵築市長      永   松   悟

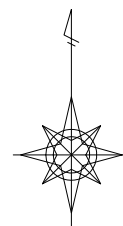
記

字区域変更調書

| 編入される区域        |                                                                                                              | 編入する字          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 字              | 区 域                                                                                                          | 字              |
| 杵築市大字溝井<br>字寺山 | 1 9 2 1 の 6、1 9 2 1<br>の 7、1 9 2 1 の 1 0、<br>1 9 2 1 の 1 1、1 9 2<br>1 の 6 3 及びこれらの区<br>域に介在する道路である<br>市有地の全部 | 杵築市大字溝井<br>字鋤迫 |

経営体育成基盤整備事業 西溝井地区 字区域変更図 S=1:2000

杵築市大字溝井



| 凡 例      |     |
|----------|-----|
| 変更前字界    | —●— |
| 変更後字界    | —+— |
| 道 路      | ▬   |
| 水 路      | ▬   |
| 変更該箇所    | ▬   |
| □ は変更前字名 |     |
| □ は変更後字名 |     |

## 議案第 6 8 号

### 市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

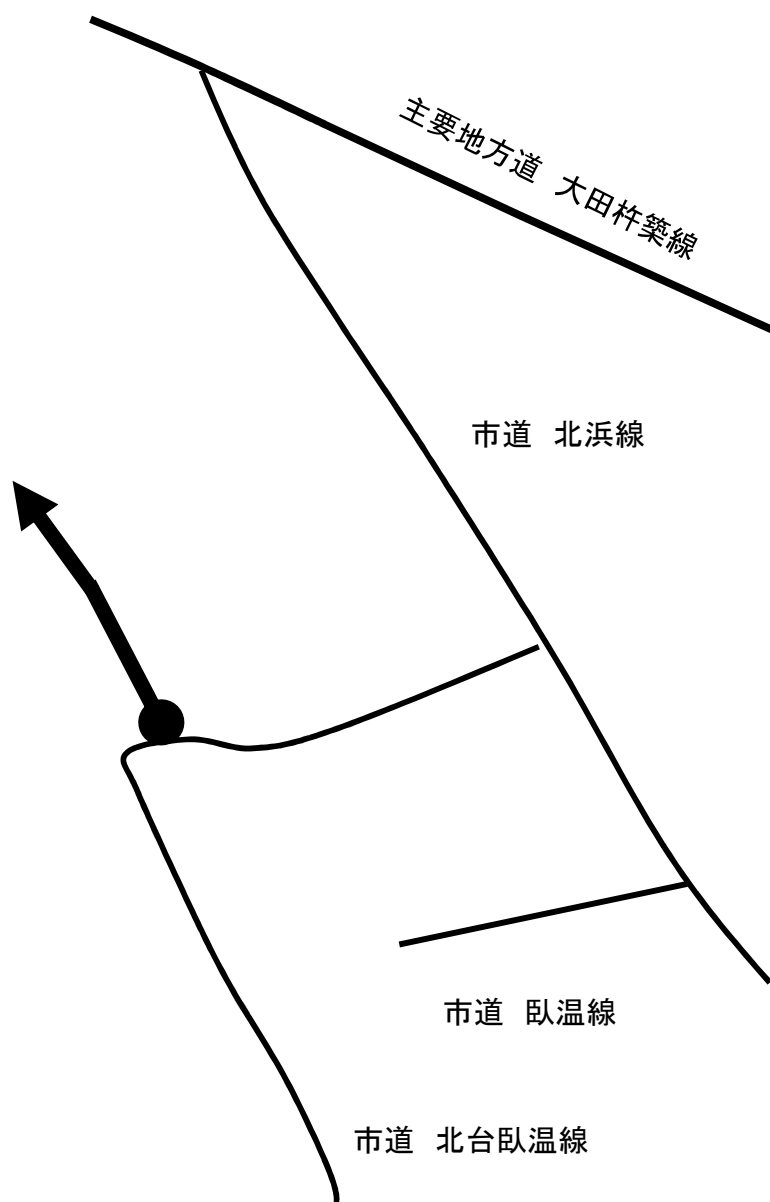
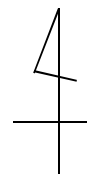
# 1 認定する路線

| 路線名    | 延長<br>(メートル) | 幅員<br>(メートル)  | 起 点                                          | 備考 |
|--------|--------------|---------------|----------------------------------------------|----|
|        |              |               | 終 点                                          |    |
| 北台臥温支線 | 52.0         | 6.0 ～<br>10.1 | 杵築市大字杵築字北浜 706 番 3 地先<br>杵築市大字杵築字北浜 710 番 地先 |    |

認 定

きただいがおんしせん  
北台臥温支線

L = 52.0m  
W = 6.0m ~ 10.1m



## 報告第 18 号

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

#### 記

#### 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

| 実質赤字比率             | 連結実質赤字比率           | 実質公債費比率              | 将来負担比率             |
|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| —<br>( 1 3 . 2 4 ) | —<br>( 1 8 . 2 4 ) | 4 . 5<br>( 2 5 . 0 ) | —<br>( 3 5 0 . 0 ) |

（備考） 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率  
はない

2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

## 報告第 19 号

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、山香病院事業会計及び農業集落排水事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 |
|--------------|--------|
| 水道事業会計       | —      |
| 工業用水道事業会計    | —      |
| 下水道事業会計      | —      |
| 山香病院事業会計     | —      |
| 農業集落排水事業特別会計 | —      |

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
  - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に  
20.0%

報告第 20 号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況  
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和 6 年度事業計画及び令和 5 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

## 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和6年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和5年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

## 報告第 2 1 号

### 株式会社きっとすきの経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社きっとすきの令和 6 年度事業計画及び令和 5 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

## 株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和6年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和5年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

## 報告第 2 2 号

### 放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 1 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

### 令和5年度債権放棄一覧表

| 債権の名称      | 金額（円）  | 件数 | 放棄事由 |
|------------|--------|----|------|
| ケーブルテレビ使用料 | 30,750 | 15 | 第2号  |
| 合 計        | 30,750 | 15 |      |

※ ケーブルテレビ使用料件数は、2か月単位で累計

#### 放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第15条第1項

第1号 消滅時効に係る時効期間の経過

第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし

第3号 破産免責等

第4号 強制執行後の無資力

第5号 徴収停止後の期間経過

第6号 生活保護受給者又はこれに準ずる者

第7号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

## 報告第 2 3 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

專決処分書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月18日

杵築市長 永 松 悟

## 記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方

- 2 事故発生年月日 令和6年6月15日

- 3 事故発生場所 杵築市大字南杵築  
市道 東下司生地線

- #### 4 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路から民地に入り入れる際、グレーチングが跳ね上がり車両底部のオイルパンを破損させ、オイルが漏れ出した。

## 5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料42,295円を支払う。

## 報告第 2 4 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

專決処分書

本市が管理する林道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月16日

杵築市長 永 松 悟

## 記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方

- 2 事故発生年月日 令和6年7月24日

- 3 事故発生場所 杵築市山香町大字立石  
林道 豊後高田山香線

- ## 4 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路を走行中、アスファルト舗装が剥がれてできた穴ぼこに左前輪がはまり、タイヤ側面を損傷した。

- ## 5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料68,090円の50%である34,045円を支払う。

